

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年2月9日

近畿地方整備局

浪速国道事務所長 橋本 雅道

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、第二京阪道路の平成21年度供用に向けた調査計画、用地、工事などに関わる情報、課題の集約・分析、関係機関・業者間調整及び工事の品質確保等の事業執行監理に関する補助業務である。

業務履行にあたって取り扱う資料等は、工事等の発注計画、個人情報等を含んでいるため、厳格な守秘保持とともに、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、道路事業に関する設計・施工に係る専門技術と経験及び総合的な土木技術に精通した、道路行政経験豊富な技術者を多く有し、発注者以外の行政機関等との調整能力が求められることから(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度第二京阪道路事業監理補助業務

(2) 業務内容

- ①第二京阪道路事業の事業監理支援に関わる補助業務
- ②第二京阪道路事業の工程監理支援に関わる補助業務
- ③第二京阪道路事業の監理運営支援に関わる補助業務
- ④第二京阪道路事業の管理引継支援に関わる補助業務
- ⑤第二京阪道路事業の工事の品質確保に関わる補助業務

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、浪速国道事務所において、浪速国道事務所各課、西日本高速道路(株)枚方工事事務所及び関係機関からの情報収集・分析、整理を行い、第二京阪道路の平成21年度供用に向けて、円滑かつ確実な事業執行を行うための事業執行監理補助を目的としている。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規

定に該当しない者であること。

② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

① 道路事業に関する調査・計画、工事・品質確保、管理及び事業執行監理についての専門的な技術力と知識を有し総合的な検討ができる能力を有していること。

② 発注者以外の行政機関等との調整能力を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関する特定の企業や団体と資本・人事面において関連がなく、中立性・公平性に欠けるものでないこと。

4) 守秘性に関する要件

① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

道路事業や道路行政に関する専門的な知識を有する技術者と総合的な土木技術に精通した実務経験者を有していること。

6) 業務実績に関する要件

元請けとして、平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している業務が1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。

同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路事業監理又は道路事業監理補助業務

類似業務：国（近畿地方整備局管内を除く）、都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社（旧公団を含む）が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務

7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定技術者（管理技術者、担当技術者）に対する資格要件及び業務実績等は、以下のとおりとする。

1) 管理技術者

○資格要件

ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後10年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の階層にあった者で技術士（建設部門）又は、1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

上記ア)、イ)、ウ)のいずれかの資格を有し、建設部門に関し大学卒業後13年、短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年以上の実務経験を有している者。

○同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者

・同種業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している国が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務

・類似業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社（旧公団を含む）が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務

2) 担当技術者

担当技術者（現場責任者）を配置する予定の場合は、以下の資格要件及び業務の実績を有する者とする。

担当技術者（事業監理補助員（A）、事業監理補助員（B）、事業監理補助員（C）、事業監理補助員（D））は、以下の資格要件及び業務の実績を有する者とする。

【現場責任者】

○資格要件

ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後10年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の階層にあった者で技術士（建設部門）又は、1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

上記ア)、イ)、ウ)のいずれかの資格を有し、建設部門に関し大学卒業後13年、短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年以上の実務経験を有している者。

○同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者。

・同種業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している国が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務

・類似業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社（旧公団を含む）が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務

【事業監理補助員（A）】

○資格要件

ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有している者。

イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後10年以上の実務経験を有している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の階層にあった者で技術士（建設部門）又は、1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

上記ア)、イ)、ウ)のいずれかの資格を有し、建設部門に関し大学卒業後13年、短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年以上の実務経験を有している者。

○同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者。

・同種業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している国が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務

・類似業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社（旧公団を含む）が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務

【事業監理補助員（B）】

○資格要件

ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有している者。

イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後10年以上の実務経験を有し

ている者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の階層にあった者で技術士(建設部門)又は、1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

上記ア)、イ)、ウ)のいずれかの資格を有し、建設部門に関し大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有している者。

○同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者。

- ・同種業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している国が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務
- ・類似業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社(旧公団を含む)が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務

【事業監理補助員(C)】

○資格要件

下記のいずれかの資格・経験を有していること。

ア) 1級土木施工管理技士の資格を有している者。

イ) 2級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有している者。

ウ) 建設部門に関し大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高卒卒業後11年以上の実務経験を有している者。

○同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者。ただし、実績は同一配置予定技術者によるものでなくても良い。

- ・同種業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している国が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務、及び国が発注した近畿地方整備局管内における道路管理の引き継ぎに関する業務、及び鋼橋の調査・設計又は施工に関する監理業務
- ・類似業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社(旧公団を含む)が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務、及び国が発注した近畿地方整備局管内における道路管理に関する調査又は検討業務、及び道路橋の詳細設計又は予備設計業務

【事業監理補助員(D)】

○資格要件

下記のいずれかの資格・経験を有していること。

ア) 2級土木施工管理技士の資格を有している者。

イ) 建設部門に関し大学卒業後1年、短大・高専卒業後1年、高卒卒業後2年以上の実務経験を有している者。

○同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者。ただし、実績は同一配置予定技術者によるものでなくても良い。

- ・同種業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している国が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務、及び鋼橋の調査・設計又は施工に関する業務
- ・類似業務：平成13年度以降に受注し完了又は完了を予定している

都道府県、政令市又は高速道路株式会社法により設置された会社（旧公団を含む）が発注した道路事業監理又は道路事業監理補助業務、及び道路橋の詳細設計又は予備設計業務

5. 手続等

- (1) 担当部局
〒572-0094 大阪府枚方市南中振3-23
国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所経理課契約係
電話：072-833-0261（代）（内線224） FAX：072-833-9424
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間
平成19年2月9日（金）から平成19年3月1日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで
 - ② 交付場所
(1)に同じ。
 - ③ 交付方法
手渡しとする。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提期期限
平成19年3月2日（金）16時00分
 - ② 提出場所
(1)に同じ。
 - ③ 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡をいれること。）すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月16日（金）16時00分
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていないなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

以上